

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日を當日とする)

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三百四十九号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第五十五条第九項の規定の例により、鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和四十七年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業

二

朗

### 二 事務所の所在地

鳥取市尚徳町一-一六番地

### 三 事業計画の認可の年月日

昭和三十七年二月二十日

### 四 変更認可の年月日

昭和四十七年五月一日

## 鳥取県告示第三百四十八号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良（院内地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月一日認

## 鳥取県告示第三百五十号

都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和





日時 昭和47年6月12日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

00456

昭和47年5月6日曜日(認可便郵種三種)(第3回)

## 2

## 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあっては1年以上、夜間課程にあっては1年4箇月以上、通信課程にあっては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの。

- (1) 学校教育法(昭和12年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

- (4) 理容師試験にあっては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験にあっては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

## 3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けことができない。
- (2) 昭和45年4月以後に鳥取県知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

## 4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたものとする。

## 5 出願の方法

- (1) 願書の提出期間

昭和47年5月6日から昭和47年5月18日まで(郵送のものについて  
は、昭和47年5月13日までの消印のあるものは、有効とする。)

- (2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課

## (3) 提出書類

- ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面  
オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

- (4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

## 6 試験手数料及びその納付方法等

- (1) 試験手数料 1,000円

- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、還付しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
  - (2) 実地試験
- ア 受験通知書、昼食及び上ばさき
- イ 理容師試験を受ける者
- (ア) 白衣
  - (イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等
  - (ウ) 応急薬品
- ウ 美容師試験を受ける者
- (ア) 白衣
  - (イ) コールド、ハーマネントウェーブ等の施術上必要な器具、材料及び化粧品
  - (ウ) 応急薬品
- 8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈れないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。
- 9 その他
- (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

